## 議案第52号

## 守谷市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市公営企業の設置等に関する条例(平成16年守谷市条例第22号)の 一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「68,240人」を「70,140人」に改め、同項第3号中「24,200立方メートル」を「21,440立方メートル」に改める。

附則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年 6 月 5 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁 数
5 2号	1

## 提案理由(議案第52号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、水需要予測の見直しに伴う水道事業計画の変更に合わせて、条例に 定める水道事業の給水人口及び給水量を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁 数
5 2 号	2

守谷市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

1石川五百正未2000直升	に関りる宋沙利口刈思衣
改正	現 行
(経営の基本)	(経営の基本)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 水道事業の給水区域等については、次に掲げるとお	2 水道事業の給水区域等については,次に掲げるとお
りとする。	りとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 給水人口 <u>70,140人</u>	(2) 給水人口 <u>68,240人</u>
(3) 1日最大給水量 21, 440立方メートル	(3) 1日最大給水量 24,200立方メートル